

令和 7 年度

江東区水防計画



江東区

目 次

I	江東区の地勢および河川の現況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	江東区水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	江東区地防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	任務・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	水防管理団体の活動・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	消防機関の活動・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	消防団の活動・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	安全配慮・・・・・・・・・・・・・・・・	12
III	水防関係機関の機構・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	各機関の管理施設等(本区関係分)・・・・・・・・	13
2	水防関係等連絡先一覧表・・・・・・・・	14
3	その他水防関係等連絡先一覧表・・・・・・・・	15
4	防災行政無線局系統・・・・・・・・	16
5	水門用無線局系統図・・・・・・・・	17
6	高潮非常配備態勢無線連絡系統図・・・・・・・・	18
IV	気象情報、津波警報、高潮氾濫発生情報等及び洪水予報・・・・・・・・	19
1	気象情報・・・・・・・・	19
(1)	種類と発表基準・・・・・・・・	19
(2)	大雨注意報、警報の発表区域・・・・・・・・	20
(3)	大雨注意報・警報などの切換え・・・・・・・・	20
(4)	気象情報・・・・・・・・	20
(5)	台風の大きさ及び強さの表現・・・・・・・・	21
(6)	気象情報伝達・・・・・・・・	21
2	津波警報等の種類及び内容・・・・・・・・	25
3	高潮氾濫発生情報・・・・・・・・	27
4	洪水予報・・・・・・・・	28
(1)	種類と発表基準・・・・・・・・	28
(2)	荒川洪水予報伝達系統図・・・・・・・・	29
5	予報等の切換え・・・・・・・・	30
6	雨量の観測・・・・・・・・	30
7	主な気象情報の入手先・・・・・・・・	30
V	水防警報・・・・・・・・	31
1	国土交通大臣が行う河川・・・・・・・・	31
2	水防警報伝達系統図・・・・・・・・	31
3	水門閉鎖基準・・・・・・・・	32
4	水防警報の種類、内容及び発表基準・・・・・・・・	33

VI	水防報告	3 4
VII	水防倉庫貯蔵器材調書及びその他調書	3 4
1	資材輸送車両	3 4
2	江東区水防倉庫備蓄資器材一覧表	3 5
3	水防用土砂等	3 6
4	区内水防倉庫等施設配置図	3 7
5	移動排水ポンプ	3 9
6	仮排水機所及びポンプ所	4 0
7	水門等所在地	4 1
8	水門等配置図	4 2
VIII	水防工法および重要水防箇所	4 3
IX	水防業務分担表	4 4
1	江東区水防系統図	4 4
2	江東区土木部水防分担表	4 5
3	水防対策実施作業流れ図	4 6
4	江東区深川消防団分団分担表	4 7
5	江東区城東消防団分団分担表	4 8

資料編

1. 1	水防法（抜粋）	資一 1
1. 2	水防法施行令	資一 2 6
1. 3	水防法施行規則	資一 2 8
1. 4	水防法施行通知[一部施行通知]（平成 27 年 7 月 21 日）	資一 3 7
1. 5	水防法施行通知[一部施行通知]（平成 27 年 11 月 19 日）	資一 5 0
1. 6	水防法施行通知（平成 29 年 6 月 19 日）	資一 5 5
1. 7	水防法施行通知（令和 5 年 5 月 31 日）	資一 7 6
2	東京都水防条例	資一 7 8
3	東京都水防協議会運営要領	資一 7 9
4	東京都水防信号等に関する規則	資一 8 1
5	東京都防災行政無線の運用	資一 8 3
6	東京都水防本部業務要領	資一 8 5
7	江東区防災行政用無線局管理運用規程	資一 8 8
8	高潮対策水門の操作について協議申合事項	資一 9 1
9	江東区水門操作規程	資一 9 2
1 0	東京都河川管理施設操作規則	資一 9 5
1 1	東京港海岸保全施設操作規程	資一 1 1 1
1 2	水防報告様式	資一 1 1 6
1 3	重要水防箇所(国土交通省)及び水防上注意を要する箇所(東京都)	資一 1 2 0
1 4	水防工法	資一 1 2 5
1 5	主要台風進路図と潮位	資一 1 3 3
1 6	気象予報等の情報収集	資一 1 3 4

I 江東区の地勢および河川の現況

1. 地勢

本区は、隅田川と旧中川および荒川にはさまれ、南は東京湾に面し、北は墨田区ならびに江戸川区に接する地域であって地質は沖積層の低湿地である。

深川地区の隅田川に近い地域の地盤は、満潮面以上で、東に向かって地盤が低くなり、一部では干潮面以下のところがある。

城東地区は、特に地盤が低く、その大半が干潮面以下である。

当地域には明治の中期から地盤沈下が起り、大正 7 年頃からは次第にその量を増し、工業立地化と共に昭和 12～13 年頃には年間 10～12 cm に達した。

戦災により工業地帯が壊滅的被害を受けたため、戦後沈下現象は一時停止したが、工場の復興とともに再び沈下が始まり、特に昭和 30 年代の急激な経済発展により戦前にもまして沈下は漸増した。これまでの最大沈下量は、南砂二丁目で大正 7 年から昭和 55 年までに 4.57m を記録している。しかし、近年本区の地盤沈下は港湾地区の一部を除いて全般に隆起の傾向にある。

なお、本区の南部には広大な埋立地が造成され、現在も開発が進められている。

2. 地区別現況

(イ) 深川地区

防潮堤および東西に走る竪川、小名木川、仙台堀川、南北に走る大横川、横十間川その他の多くの河川、運河があつて、水防線は非常に長く、各河川は水門によってそれぞれ守られている。

雨水、汚水は、南部埋立地以外は下水道によって木場、越中島等のポンプ場に導かれ一部排水が行われている。

また、下水道局との協定で猿江仮排水機所（排水能力 $48 \text{ m}^3/\text{min} \times 3$ 基）、東陽一丁目付近仮排水機所（排水能力 $30 \text{ m}^3/\text{min} \times 3$ 基）、永代仮排水機所（排水能力 $16 \text{ m}^3/\text{min} \times 2$ 基）を区が操作運転にあたっている。さらに、住吉二丁目・猿江二丁目地区に（排水能力 $15 \text{ m}^3/\text{min} \times 2$ 基）のポンプを設置している。

近年の都市型水害の対策として、現在下水道局により、江東幹線工事（東陽六丁目から東雲二丁目）が進められている。

(ロ) 城東地区

北十間川、横十間川、旧中川と荒川に囲まれる当地区は東西に走る竪川、小名木川により、亀戸、大島、砂町の 3 区画に分割されている。

本地区は、特に低地域であるので、雨水汚水のための改良下水道工事が昭和 42 年頃より始められ、すでに完成している。なお、本地区の内部河川については、

昭和 53 年 12 月第一次水位低下 (AP±0 m)、更に平成 5 年 3 月 12 日第二次水位低下 (AP-1.0m) が図られた。また低地域の浸水対策として下水道局においてあらたに新砂幹線、新砂ポンプ場が昭和 62 年 3 月完成、また、砂町水再生センターの東陽、大島系のポンプ室の拡張工事は平成 8 年 3 月完成した。

現在、東京都下水道局により、東大島幹線及び南大島幹線工事と、小松川第二ポンプ所の整備が進められている。

また、東京都建設局により、木下川排水機場の耐震・耐水対策工事が進められている。なお、小名木川排水機場の耐震・耐水対策工事は完了している。

3. 既往の水害

本区における水害は、低地であるため、明治、大正時代より高潮襲来による被害が著しく、中でも、大正 6 年 10 月高潮ならびに昭和 24 年 8 月のキティ台風による災害が顕著であった。大正 6 年 10 月高潮は 952hPa の低気圧、南南東 40m/sec の暴風雨により高潮が 2 回にわたり襲来し、潮位は平常時より約 2.50m 上昇し、AP+4.21m に達して、地区一帯には未曾有の水害が発生し、死傷者も多数におよんだ。

昭和 24 年キティ台風は小田原付近より本土に上陸し、東京の西方を通過した。最低気圧 956hPa、最大風速 31m/sec、台風の通過と東京湾の満潮時が一致したため、水位が 3.15m に上昇した。このため区内のほとんどが浸水し、その深さは、最大で 2m50cm (南砂町) におよび、死者 13 名、床上床下浸水 31,938 件など区全域で甚大な被害をうけた。

昭和 33 年 7 月台風 11 号の高潮襲来により、亀戸九丁目の旧中川右岸堤防が決壊して亀戸地区一帯が浸水した。同 9 月台風 22 号 (狩野川台風) は、総雨量 402mm という気象庁開設以来の豪雨のため、江東区全域が浸水被害をうけた。

昭和 54 年 10 月 19 日台風 20 号は、キティ台風を上回る AP+3.30m を観測したが、高潮防潮堤に守られ被害はなかった。しかし、急激な都市化現象は、雨水流出量の増大を招き、昭和 56 年 10 月台風 24 号により床上床下浸水 1.425 件の被害が発生した。

平成 11 年 8 月 13 日～14 日では、熱帯低気圧の影響で、埼玉県三峰山頂雨量観測所において、総雨量 497 mm を記録し、カスリーン台風以来戦後 3 番の豪雨となり、荒川の岩淵水門では、警戒水位である AP+4.1m を 2.27m も上回った。

平成 19 年 8 月 24 日には、区内で 23 時 10 分から 24 時 10 分の 1 時間に 99 mm の集中豪雨となり、床上浸水 15 件、床下浸水 35 件、道路冠水 19 件の被害が発生した。最近では平成 26 年 9 月 10 日の亀戸地区で局地的な集中豪雨により、時間雨量 88.0mm を観測し、床上浸水 10 件、床下浸水 12 件、道路冠水 4 件の被害が発生した。

令和元年 10 月 12 日に伊豆半島に上陸した台風 19 号は、埼玉県三峰山頂雨量観測所において、総雨量 593.5mm を記録し、カスリーン台風以来戦後 2 番の豪雨となった。

荒川の岩淵水門では、避難判断水位を上回る A.P. +7.17m を記録し、平成 19 年以来 12 年ぶりに閉鎖された。これは隅田川の堤防を 27cm 超過しており、閉鎖していなければ荒川の洪水が隅田川へ流入し、堤防を越水、氾濫した恐れがある。なお、本区においては、避難勧告が発令されたが、浸水の被害はなかった。

4. 恒久高潮対策事業

隅田川、荒川にはさまれた江東、墨田、江戸川の一部は、前述のように地盤沈下により一層低地となり、高潮に対して脆弱な地域であるため、建設省、東京都がそれぞれ区域を分担して荒川右岸、隅田川左岸ならびに海岸線を囲むように外周に新たに強大な護岸を築造する外郭堤防修築事業が昭和 32 年度より着工され、大島川水門、辰巳水門をはじめ 10 水門と護岸工事は昭和 40 年度までに竣工した。排水機場についても、小名木川、木下川、辰巳、砂町排水機場及び清澄排水機場の 5 つの排水機場全てが昭和 61 年 11 月までに完成した。

これにより、恒久的な高潮対策事業は一応完成した。なお、砂町水門については昭和 51 年度末に新砂水門として建替えられた。岩淵水門も昭和 57 年に改修工事が完了している。阪神大震災の緊急対策として、東砂の荒川堤防の耐震対策が平成 8 年から行われ完了した。

平成 23 年の東日本大震災を受け、都では学識経験者等による「地震・津波に伴う水害対策技術検討委員会」において、これまでの対策を検証し、平成 24 年 8 月に今後取り組むべき新たな対策のあり方について提言を受け、この提言を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を平成 24 年 8 月に取りまとめた。更に、この方針に基づき、同年 12 月に平成 24 年度を初年度とし、今後 10 年間に取り組む東京港の海岸保全施設の新たな整備計画として「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、東京都防災会議が示した M8 クラスの海溝型地震等の想定される最大級の地震が発生した場合でも、津波等による浸水を防ぐことを目指し耐震対策を実施するとともに、水門・排水機場等の電気・機械設備の耐水対策を実施している。また、平成 27 年 5 月に施行された改正水防法への対応として、想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図が平成 30 年 3 月に公表された。その後、令和 6 年 12 月に高潮浸水想定区域図が改定された。

なお、気候変動の影響により将来の気温が 2℃上昇すると想定した場合の海面上昇を考慮し、防潮堤の嵩上げを段階的に実施している。

5. 江東内部河川整備事業

江東三角地帯内部河川の護岸は、度重なる護岸の嵩上げにより弱体化が目立ち、耐震対策事業の一環として江東内部河川整備計画が昭和 46 年に策定された。江東区を東西両地区に二分し、地盤が比較的高く河川の利用度が多い西側は耐震護岸方式とし、地盤が低く、災害に危険な東側は内水位低下方式より行うこととされ、昭和 46 年度より事業に着手した。

東側地区については、昭和 52 年に扇橋閘門が完成、平成 5 年 3 月からは常時 AP-1.0m に低下され、内水位低下が完了し、引き続き河道整備事業が進められている。平常時は、河川の水を排水機場から荒川に吐き出して水位を下げて、遊歩道を歩けるようにしている。しかし、集中豪雨など大雨時には、水位低下河川に雨水が流れ込むため、遊歩道に水が上がることもある。

西側地区についても、現在耐震護岸の整備が進められている。

6. 江東内部河川の治水計画（江東内部河川整備計画（平成 28 年 6 月）より抜粋）

現在の治水計画は、平成元年度及び平成 9 年度見直しを行い、次のように策定されている。

（1）東側河川（水位低下河川）

①治水計画上の基本的考え方

1 時間あたり 100mm 規模の豪雨時には、河道に流入した雨水を木下川排水機場(50m³/s)、小名木川排水機場(72m³/s)により外水域に排水し、排水機場の能力を上回る雨水は、河道内（全断面）に貯留するものとする。

また、1 時間あたり 50mm 規模の豪雨時には、河道に流入した雨水を排水機場により外水域に排水し、排水機場の能力を上回る雨水は、低水路部分に貯留することにより安全を確保する。

②治水整備と下水道整備

現在、下水道の雨水が吾嬭ポンプ所、吾嬭第二ポンプ所、大島ポンプ所、小松川ポンプ所から東側区域の河川に流入している。今後、建設中の下水道局小松川第二ポンプ所が完成することにより、現在旧中川に排水している、大島ポンプ所及び小松川ポンプ所の雨水の一部が、荒川に直接排水（以後直排化という）される計画である。なお、小松川第二ポンプ所の完成に伴い、木下川排水機場及び小名木川排水機場の 2 排水機場（合計排水量 65m³/s）により外水域に排水する。

③整備方針

水位低下後の平常時水位は、A. P. -1.0m とし、計画高水位は、豪雨時における湛水位の A. P. +1.1m とする。また、高水敷の高さは A. P. -0.5m とし、計画護

にも各施設が機能を保持し、津波等による

浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進している。

当該整備計画の計画期間は平成 24～33 年度の 10 年間であり、東京都防災会議が示した M8.2 の海溝型地震等、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とする。

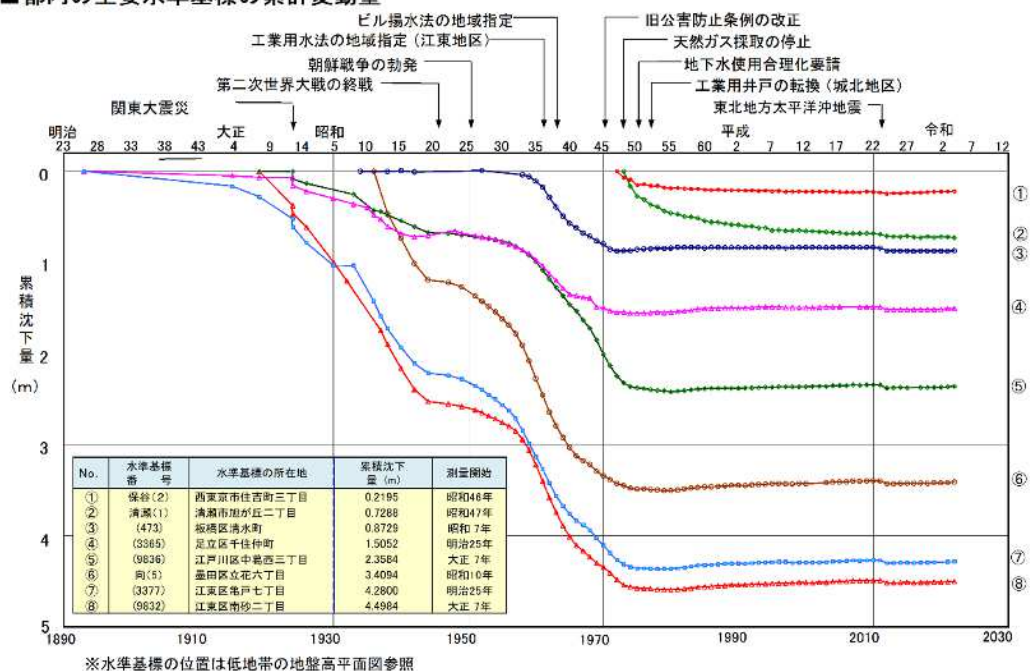
現在は、東京都建設局により、小名木川・木下川排水機場の耐震・耐水対策工事が進められており、現在は小名木川排水機場の耐震・耐水対策は完了し木下川排水機場の稼働を停止して工事を施工している。このため、水位低下河川は大雨時に水位が上昇しやすくなっている。都では、大雨注意報が発令された場合には、平常時よりも河川の水位を下げて、雨水を溜める能力を確保している。

8. 下水道施設の地震・津波対策整備計画

平成 23 年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策のあり方などについて、平成 24 年 8 月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。

この方針に基づき、同年 12 月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所については、想定される最大級の地震動に対する耐震化と、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへの浸水を防ぐ耐水化を進めている。また、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉は、津波発生時の閉塞の迅速性等を確保するため自動化を進めている。

■都内の主要水準基標の累計変動量



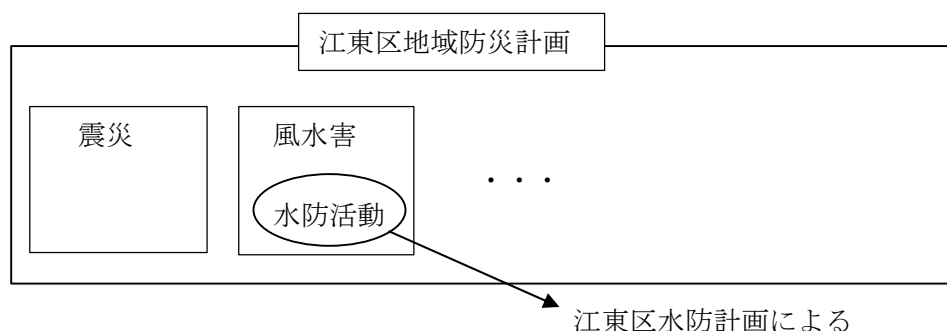
Ⅱ 江東区水防計画

1. 目 的

この計画は河川法、災害対策基本法、水防法及び東京都水防計画の趣旨に基づき作成し、江東区地域防災計画の一環として洪水、高潮または津波による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって江東区（以下「区」という。）管内各河川、海岸等に対する水防上必要事項について、その実施の大綱を定めるものとする。

2. 江東区地域防災計画との関係

江東区地域防災計画は風水害予防計画を定めており、このうち水防活動に関する具体的事項については、本計画によるものとする。



3. 任 務

区は水防管理団体として、区の地域内の水防を十分果すものとする。（水防法第3条）

4. 水防組織

（1）機 構

区は、気象状況等により洪水、高潮または、津波等の恐れがあるとき区長が水防本部長となって、江東区水防本部（以下「水防本部」という。）を設置するものとする。

（2）水防本部の設置及び廃止

① 区長は次の場合に水防本部を設置するものとする。

- ア．大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- イ．荒川に洪水予報が発せられ、区長が必要と認めたとき
- ウ．水防警報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- エ．東京都水防本部が設置され、区長が必要と認めたとき。
- オ．その他区長が気象状況により洪水または高潮が発生する恐れがあると認めたとき。

② 水防本部長は次の場合に水防本部を廃止するものとする。

ア．洪水、高潮または津波等の恐れが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき。

イ．災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づく江東区災害対策本部が設置され水防本部の業務が統合されたとき。

(3) 業務分担

① 水防管理団体

区における水防業務分担は別表（P45 江東区土木部水防分担表）のとおりである。

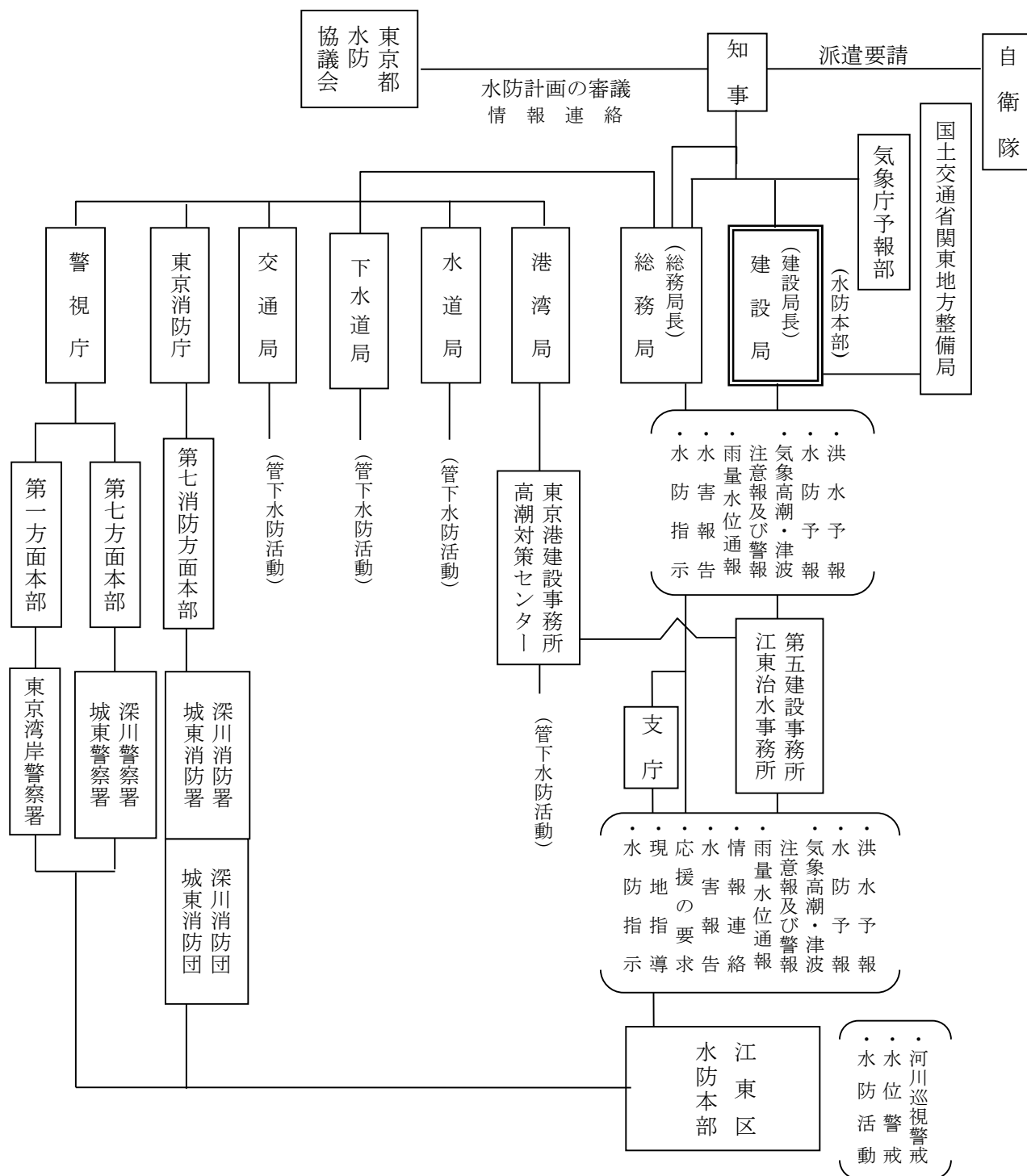
② 消防機関

消防団の水防組織は別表（P47 江東区深川消防団分担表、P48 江東区城東消防団分担表）のとおりである。

(4) 組織

東京都水防組織は次図のとおりであり、これにもとづき水防上の情報連絡を受ける。

【東京都水防組織図】



5. 水防管理団体の活動

- (1) 河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。(「13. 重要水防箇所(国土交通省)及び水防上注意を要する箇所(東京都) P (資-117)」参照)
- (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずること。
- (3) 水防管理者である区長は次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出勤することを要請する。この場合は直ちに都建設局(水防本部)に報告するものとする。
 - (ア) 水防警報により、出動または指示の警告があったとき。
 - (イ) 水位または潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - (ウ) その他水防上必要と認めたとき。
- (4) 監視、警戒及び通信は関係機関より報告を受け連絡系統を通じて速報する。
- (5) 水門、樋門等の管理者(操作担当者を含む)は気象状況により水位の変動を充分監視し、門扉の開閉を行う。
- (6) 資材、器具及び設備については事態に即応して機動的に配布し得るよう備蓄する。
- (7) 水防作業に必要な技術的援助及び情報の連絡を都建設局より受ける。
- (8) 高潮または洪水による著しい危険が切迫していると認めるときは、水防管理者は地元警察署長にその旨を通知し、必要と認める区域の居住者に対し避難またはその準備を指示する。
- (9) 水防管理者は毎年度初めに所属員の水防分担を定め、且つ水防資材の整備点検を行う。
- (10) 水防管理者は水防上必要ある場合は、その区域内に居住するもの、または現場にある者をして、作業に従事させることができる。(水防法第 24 条)
- (11) 水防計画書を補完するものとして、台風や集中豪雨および大雨・洪水・高潮・津波等の水害に適切に対応するため、職員の配備と業務についての水防対策要領を作成する。

6. 消防機関の活動

- (1) 区においては都水防計画に基づき水防法にいう水防団はおかないこととし消防機関が水防管理者の所轄の下に水防作業に当る。

- (2) 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域から撤去を命ずることができる。
- (4) 消防機関の長は水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、または水防の現場にある者に対して水防に従事させることができる。
- (5) 水防時堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (6) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行わなければならない。

7. 消防団の活動

- (1) 大規模水害の危険が迫った場合又は避難指示等が発令された場合には、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのもと、消防団長の命令により災害対応を行うとともに、町会・自治会（災害協力隊）、事業所等と連携し、避難地区への避難誘導を行う。
- (2) 避難地区への避難が遅れた住民等に対し、公共建物の想定浸水深より高い階数、若しくは江東区と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」及び「津波等の水害時における隣保協同に関する覚書」を締結している企業施設や自治会の住宅（団地等）へ避難誘導を行う。
- (3) 公共建物等に避難した場合には、リーダーとして、町会・自治会等と協力し、避難者の避難状況、周辺の災害状況等の情報収集をするとともに、防災機関等への情報提供を行う。
- (4) 公共建物等に避難した後、時間の経過とともに生命に対する危険がなくなったと認められる場合には、最終的に避難地区への避難誘導、避難行動要支援者の避難地区への搬送支援を行う。
- (5) 浸水域の拡大によって分団施設が浸水するおそれが生じ、活動に支障をきたすことが予想される場合には、自己分団の可搬ポンプ積載車、可搬ポンプ及び資器材等を浸水するおそれがない地域へ移動し、その場所を分団拠点とする。

8. 安全配慮

洪水、内水、津波または高潮のいずれにおいても、自分自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時には必ずライフジャケットを着用する。
- ・通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行するなど、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため作業員の水分補給に配慮し、随時交代させる
- ・水防活動は、必ず複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、作業員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は安全確保のため、予め活動可能な時間等を周知し、共有する。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水等の堤防決壊の事例等の資料を全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

Ⅲ 水防関係機関の機構

1. 各機関の管理施設等(本区関係分)

所轄 事務所名	区域内水防 管理団体名	管理等河川名	管理水門名	管理排水機場
江東区		平久川、越中島川、 小名木川、堅川、大横川、 横十間川、仙台堀川、 古石場川、旧中川、 大島川西支川、 大島川東支川、北十間川、 福富川、大横川南支川、 大横川支川、中の堀川、 福富川枝川	平久水門 洲崎南水門 横十間川水門 中の堀川樋門	
第五建設 事務所	墨田区 江東区 葛飾区 江戸川区	隅田川		
江東治水 事務所		隅田川	大島川水門 新小名木川水門 扇橋閘門	清澄排水機場 木下川排水機場 小名木川排水機場
東京港 建設事務所			新砂水門 あけぼの水門 辰巳水門 東雲水門 豊洲水門	辰巳排水機場
国土交通省 関東地方 整備局 荒川下流河 川事務所		荒川	隅田水門 荒川ロックゲート	

2. 水防関係等連絡先一覧表

令和5年4月1日現在

名 称	所 在 地	電 話	東京都防災 行政無線	江東区防災 行政無線 (F=FAX 設置局)	水 防 担当部課名
江 東 区	江東区東陽 4-11-28	3647-9111(代)	73711	—	河川公園課 3647-2538 (直)
荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	3902-3220 (流域治水課)	898-83-733 -591~593	—	災害対策室 3903-6824 (直)
荒川下流河川事務所 小名木川出張所	大島 8-33-26	3681-6131	898-83-733 -6225	601	管理第二係
東 京 都 河 川 部	新宿区西新宿 2-8-1	5320-5164	70972 70983	—	防災課
第 一 建 設 事 務 所	中央区明石町 2-4	3542-0682	75411	—	工事課 3542-1292(直)
第 五 建 設 事 務 所	葛飾区東新小岩 1-14-11	3692-4574 (庶務課)	75811 75812	611	工事課 3692-4709(直)
江 東 治 水 事 務 所	葛飾区東新小岩 1-14-11	3692-4832(代)	77111	—	水門管理センター 5620-2490(直)
(水門管理センター)	清澄 1-2-37		72211	612	
東京港建設事務所 高潮対策センター	江東区辰巳 1-1-33	3521-3013(代)	76111	613	高潮対策センター 3521-3013(直)
下 水 道 局 東部第一下水道事務所	東陽 7-1-14	3645-9641	86321	615	お客さまサービス課 ポンプ施設課
警視庁第七方面本部	新木場 4-2-31	5569-0110	—	621	管理官
深 川 警 察 署	木場 3-18-6	3641-0110(代)	—	F 622	警備課
城 東 警 察 署	北砂 2-1-24	3699-0110(代)	—	F 623	警備課
東京湾岸警察署	青海 2-7-1	3570-0110(代)	—	F 624	警備課
東京消防庁 第七消防方面本部	森下 5-1-4	3633-0119(代)	—	F 631	警防担当
深 川 消 防 署	木場 3-18-10	3642-0119(代)	—	F 632	警防課
城 東 消 防 署	亀戸 6-42-9	3637-0119(代)	—	F 633	警防課
深 川 消 防 団	木場 3-18-10	3642-0119(代)	—	F 632	深川消防団本部
城 東 消 防 団	亀戸 6-42-9	3637-0119(代)	—	F 633	城東消防団本部

・各区市町村・都出先機関・防災関係機関等については「東京都防災行政無線電話番号簿」を参照。

3. その他水防関係等連絡先一覧表

官庁名	所在地	水防 担当部課名	局番代表 (交換台)	水防担当 直 通	そ の 他
東京消防庁	千代田区 大手町 1-3-5	警防部 特殊災害課	3212-2111		内線 3682 FAX 3213-1476
警 視 庁	千代田区 霞ヶ関 2-1-1	警備部 災害対策課 都市災害警備係	3581-4321		内線 55551 夜 55151
気 象 庁	千代田区 大手町 1-3-4	予報部予報課	6758-3900		時間外予報課 3211-8304 FAX 3211-4923
東京管区 气象台	千代田区 大手町 1-3-4	総務部総務課	3212-8341		内線 5550
陸上自衛隊 第一師団 司令部	練馬区 北町 4-1-1	第 2 部情報班	3933-1161		内線 2128 夜 2708
海上自衛隊 横須賀地方 総監部	横須賀市 西逸見町	第 3 幕僚室	046-822-3500		内線 2222
国土交通省	千代田区 霞ヶ関 2-1-3	水管理・国土 保全局防災課	5253-8111		内線 35733
国土交通省 関東地方 整備局	さいたま市 中央区新都心 2-1 さいたま新 都心合同庁舎 2 号館	河川部水災害 予報センター	代表 048-601-3151	直通 048-600-1947	内線 3861 建設専用 FAX 83-3798

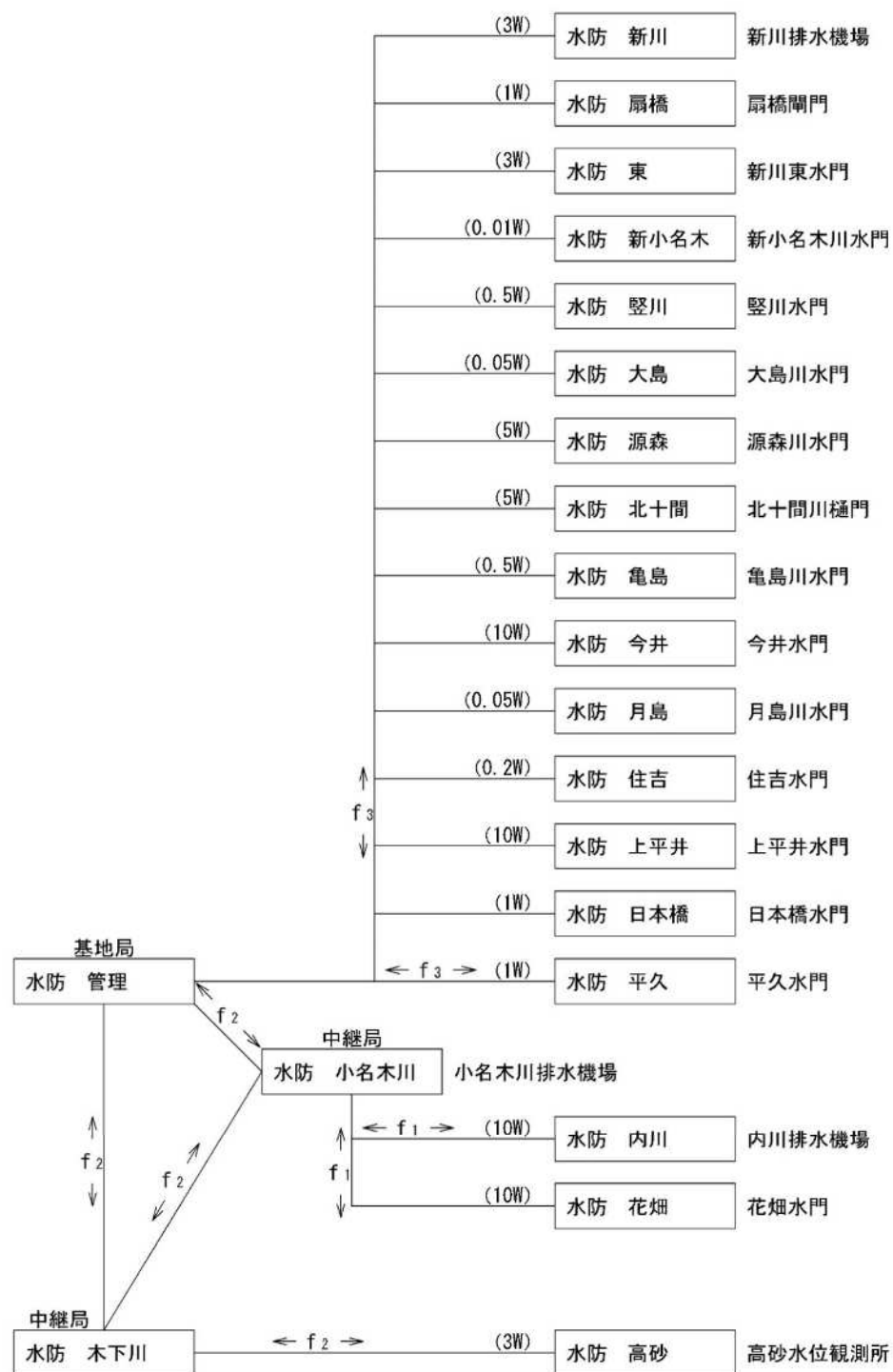
4. 防災行政無線局系統

機関の名称	無線電話番号	無線 FAX 番号	NTT 電話番号
江 東 区 （ 防 災 計 画 課 ）	73711	73701	03-3647-9584
河 川 部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435 (防災課直通)
第 五 建 設 事 務 所	75811	75801	03-3692-4709 (工事課)
江 東 治 水 事 務 所	77111	77101	03-3692-4865 (高潮工事課)
木 下 川 排 水 機 場	77122	77120	03-3612-5321
東 京 港 建 設 事 務 所 高 潮 対 策 セ ン タ ー	76111	76101	03-3521-3013
警 視 庁	76311	76301	03-3581-4321 (昼 内 55541～4) (夜 内 55151～3)
東 京 消 防 庁	71511	71501	03-3212-2111 (内 3531～3)
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	898-83-3861	898-83-3798	048-600-1947
総 務 局 総 合 防 災 部	70211～7 70221～8	70011～13	昼 03-5388-2456 夜 03-5388-2459

1. 各区市町村・都出先機関・防災関係機関等については「東京都防災行政無線電話番号簿」を参照。
2. 総務局総合防災部及び国土交通省関東地方整備局を除く無線局は、都水防本部において統制可能。

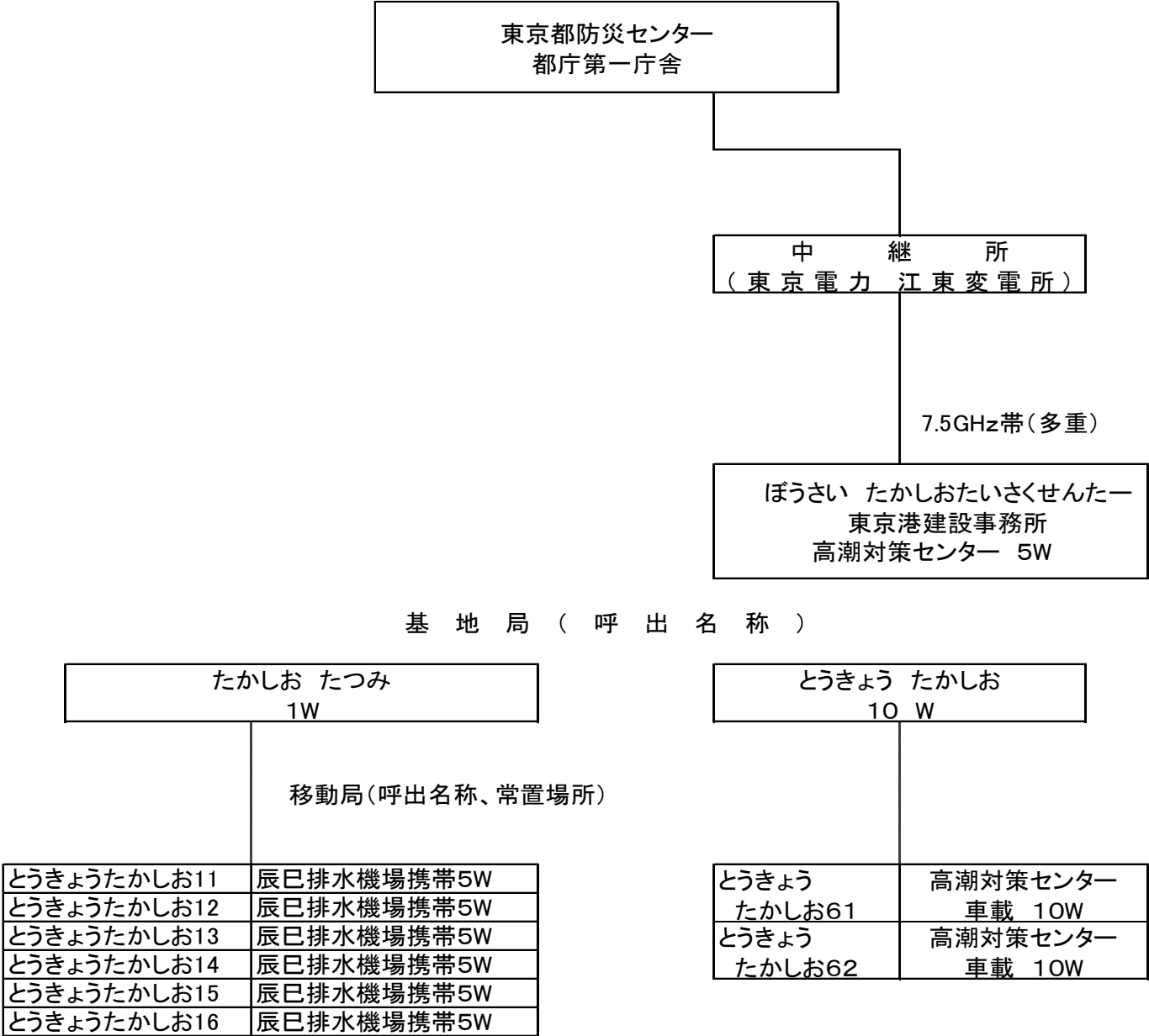
5. 水門用無線局系統図

水門閉鎖管理基準は P32 を参照。



6. 高潮非常配備態勢無線連絡系統図

江東デルタ地帯の高潮防護のために作られた水門について、遅滞なくその操作を行えるよう、関係水門管理者間で協議申し合わせを行っており（昭和 41 年 3 月 10 日）、この区域内で水門閉鎖の必要が生じたときは、区、江東治水事務所、東京港建設事務所、荒川下流河川事務所の間で相互連絡の上、適宜処理することとなっている。



- 凡 例
- 防災行政用無線(多重、MCA)
 - 水防用無線 150.81MHz

Ⅳ 気象情報、津波警報、高潮氾濫発生情報等及び洪水予報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

1. 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報は、次のとおりである。（気象業務法第14条の2）

（1）種類と発表基準

種類		発表基準	
大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
高潮特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	

種 類	区 域	発 表 基 準
警 報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報 具体的には次の条件に該当する場合。
		東京地方 23 区東部 23 区西部 P22 別表1による各区域内の区で各々の基準に到達すると予想される場合。
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合。
		東京地方 23 区東部 23 区西部 P22 別表5による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合にその旨を警告して行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合。
		東京地方 23 区東部 23 区西部 P22 別表2による各区域内の区で各々の基準に到達すると予想した場合。
注 意 報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意するために行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合。
		東京地方 23 区東部 23 区西部 P22 別表3による各区域内の区で各々の基準に到達すると予想される場合。
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般の注意を喚起するために行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合。
		東京地方 23 区東部 23 区西部 P23 別表5による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合。
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意するために行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合。
		東京地方 23 区東部 23 区西部 P23 別表4による各区域内の区で各々の基準に到達すると予想される場合。

（令和5年6月現在）

注1）気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面（T P）、荒川工事基準面（A P）および八丈島、大島、父島の平均潮位（M S L）を併用する。なお、東京湾平均海面の0.0 mは、荒川工事基準面の1.13mであるが、実質上1.1mとして取り扱う。

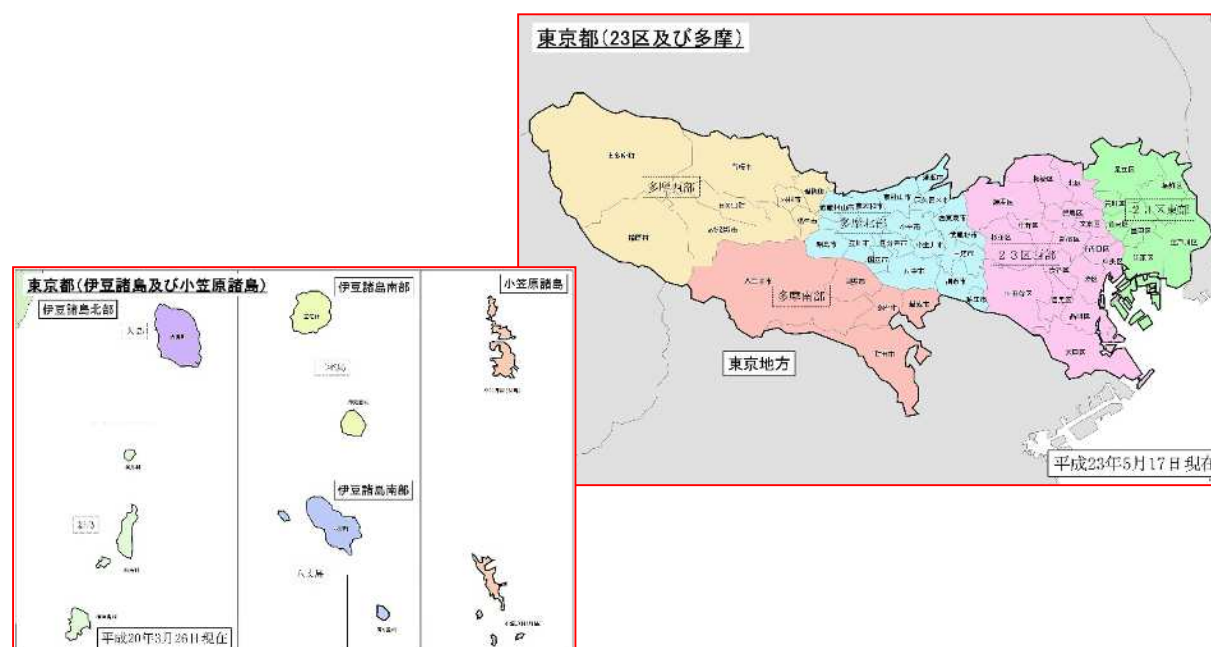
注2）大雨警報が発表されているときに、記録的な1時間雨量を観測または解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は100mm、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部、小笠原諸島は80mmである。

(2) 大雨注意報、警報の発表区域

発表区域		該当区名	所 管 事務所等
東京地方	23 区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	五 建
		台東区、荒川区、足立区	六 建
	23 区西部	千代田区、中央区、港区	一 建
		品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二 建
		新宿区、中野区、杉並区	三 建
		豊島区、板橋区、練馬区	四 建
		文京区、北区	六 建

(令和 5 年 6 月現在)

大雨注意報・警報などの発表区域図



(3) 大雨注意報・警報などの切替え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

(4) 気象情報

警報や注意報の発表に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するため発表している。

対象とする地域に応じて、全般気象情報、関東甲信地方気象情報、東京都気象情報がある。

また、少雨や長雨などに関する情報も気象情報として発表している。

(5) 台風の大きさ及び強さの表現

台風情報等に付加される「台風の大きさ」及び「台風の強さ」の階級分けは以下のとおりである。

1) 大きさの階級分け

台風に伴う風速 15m/s 以上の領域の半径を基準にして次のように決める。

風速 15m/s 以上の半径が非対称の場合は、その平均値をとる。

大きさ	風速 15m/s 以上の半径
(表現しない)	500km 未満
大型：(大きい)	500km 以上～800km 未満
超大型：(非常に大きい)	800km 以上

2) 強さの階級分け

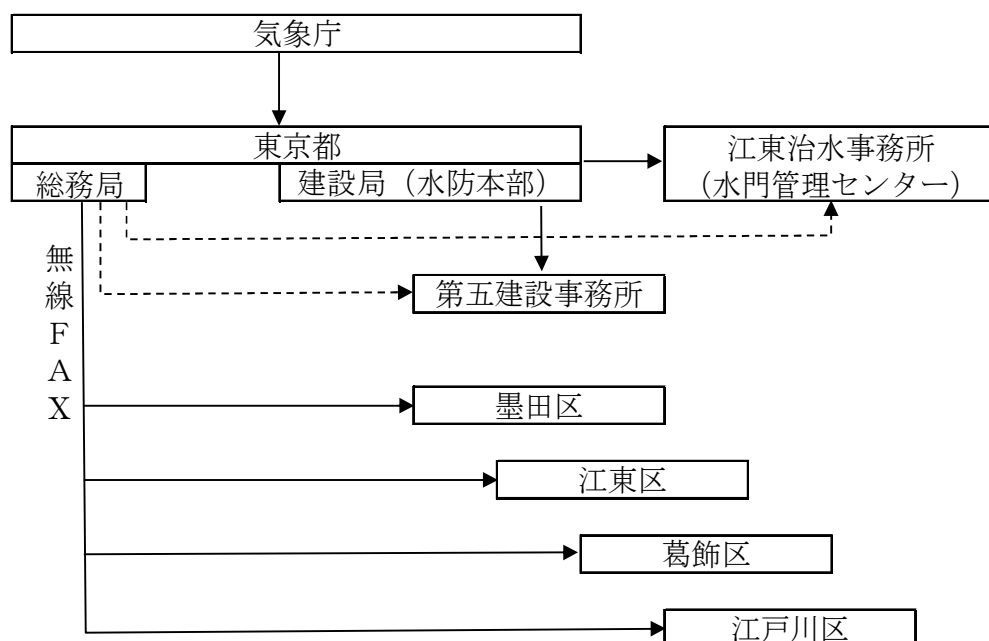
台風の最大風速を基準にして次のように決める。

強さ	最大風速
(表現しない)	33m/s (64 ノット) 未満
強い	33m/s (64 ノット) 以上 44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上 54m/s (105 ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105 ノット) 以上

(6) 気象情報伝達

気象情報伝達系統図（下図）によるものとする。

気象情報伝達系統図



凡例

- 基本系 (情報伝達の第1系統))
- 補助系 (確実な伝達を図るための第2系統)

別表1 大雨警報

区 域		市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東京 地方	23 区 東部	台東区	23	147
		墨田区	29	—
		江東区	30	—
		荒川区	22	141
		足立区	29	—
		葛飾区	30	—
		江戸川区	32	—

別表2 洪水警報

区 域		区市町村	流域雨量指数基準	複合基準 ※1
東京 地方	23 区 東部	台東区	隅田川流域=47.8	隅田川流域=(18, 28.7)
		墨田区	隅田川流域=47.5	—
		江東区	隅田川流域=50.0	—
		荒川区	隅田川流域=47.6	—
		足立区	隅田川流域=47.5 綾瀬川流域=25.1 毛長川流域=10.9	—
		葛飾区	中川流域=38.8 綾瀬川流域=25.2 大場川流域=12.2	—
		江戸川区	中川流域=42.3 旧江戸川流域=18.4	—

※1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせ

別表3 大雨注意報

区 域		市町村	表面雨量基準	土壌雨量指数基準
東京 地方	23 区 東部	台東区	18	124
		墨田区	16	165
		江東区	14	165
		荒川区	14	119
		足立区	20	165
		葛飾区	17	165
		江戸川区	17	165

別表4 洪水注意報

区 域		市町村	流域雨量指数基準	複合基準 ※1
東京 地方	23 区 東部	台東区	隅田川流域=38.2	隅田川流域=(8, 25.8)
		墨田区	隅田川流域=38	隅田川流域=(9, 25.6) 荒川流域=(12, 78.7)
		江東区	隅田川流域=40	隅田川流域=(7, 32) 荒川流域=(9, 78.7)
		荒川区	隅田川流域=38	隅田川流域=(12, 22.2)
		足立区	隅田川流域=38 綾瀬川流域=20 毛長川流域=8.7	隅田川流域=(14, 38) 綾瀬川流域=(14, 19.8) 荒川流域=(10, 78.8) 毛長川流域=(10, 8.7)
		葛飾区	中川流域=31 綾瀬川流域=20.1 大場川流域=9.7	中川流域=(8, 20.9) 綾瀬川流域=(13, 15.9) 江戸川流域=(13, 14.2)
		江戸川区	中川流域=33.8 旧江戸川流域=14.7	荒川流域=(10, 78.6) 中川流域=(8, 33.8) 旧江戸川流域=(8, 14.7) 江戸川流域=(14, 14.4)

※1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせ

別表5 高潮警報・注意報基準

区 域		市町村	潮 位	
			警報	注意報
東京 地方	23 区 東部	台東区	4.0m	2.0m
		墨田区	4.0m	2.0m
		江東区	4.0m	2.0m
		荒川区	4.0m	2.0m
		足立区	4.0m	2.0m
		葛飾区	4.0m	2.0m
		江戸川区	3.1m	2.0m

(注) 大雨及び洪水警報・注意報基準、別表の見方

- ・大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。東京地方における「平坦地」「平坦地以外」等の地域は別図1による。
- ・土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については別表5を参照。
- ・洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

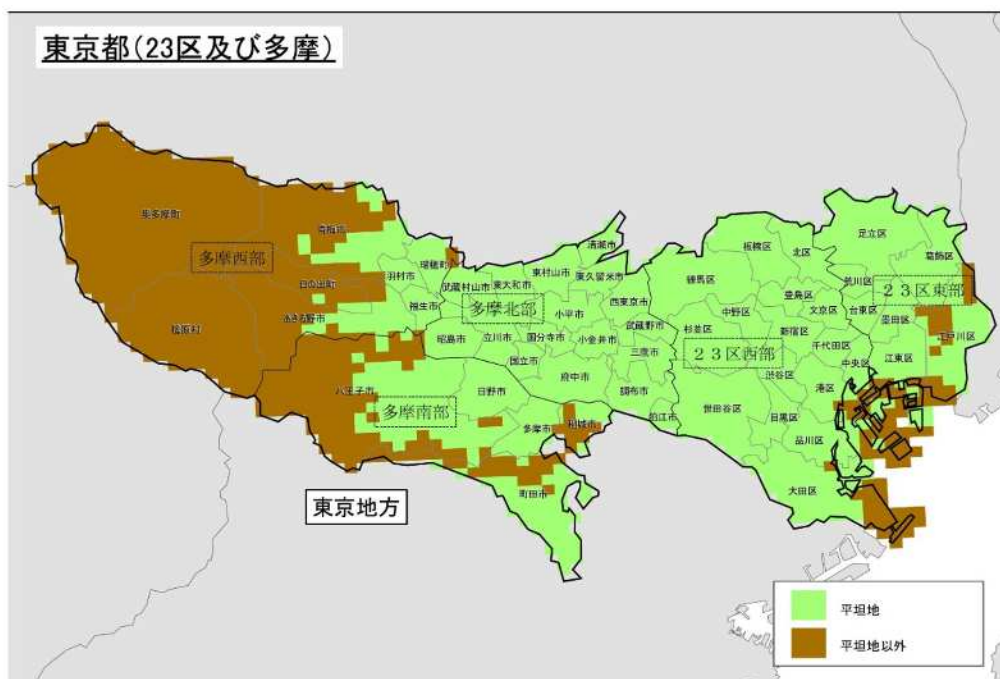
<参考>

- ※ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。詳細は気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

- ※ 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。詳細は気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

- ※ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

図1 平坦地・平坦地以外の地域



2. 津波警報等の種類及び内容

気象庁が行う津波についての発表は次のとおりである。

(1) 種類

- a 津波警報： 担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがある（特別警報）と予想されるとき発表する。
- b 津波注意報： 担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報： 津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以上の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

b 津波情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
---------------	--

c 津波予報

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

d 津波予報区

東京都が該当する津波予報区は、次図のとおりである。



3. 高潮氾濫発生情報

東京都が行う高潮についての発表は次のとおりである。

(1) 水位周知海岸及びその範囲（東京都管理海岸）※本区に該当する区域のみ抜粋

海岸名	区域		
東京湾沿岸 【東京都区間】	東京湾沿岸 (東京都区間)		自 大田区羽田 6 丁目地先の都県界
			至 江戸川区臨海町 6 丁目地先の都県界
	荒川	右岸	自 墨田区墨田 5 丁目地先
			至 海

(2) 水位周知の種類と発表基準（東京都管理海岸）

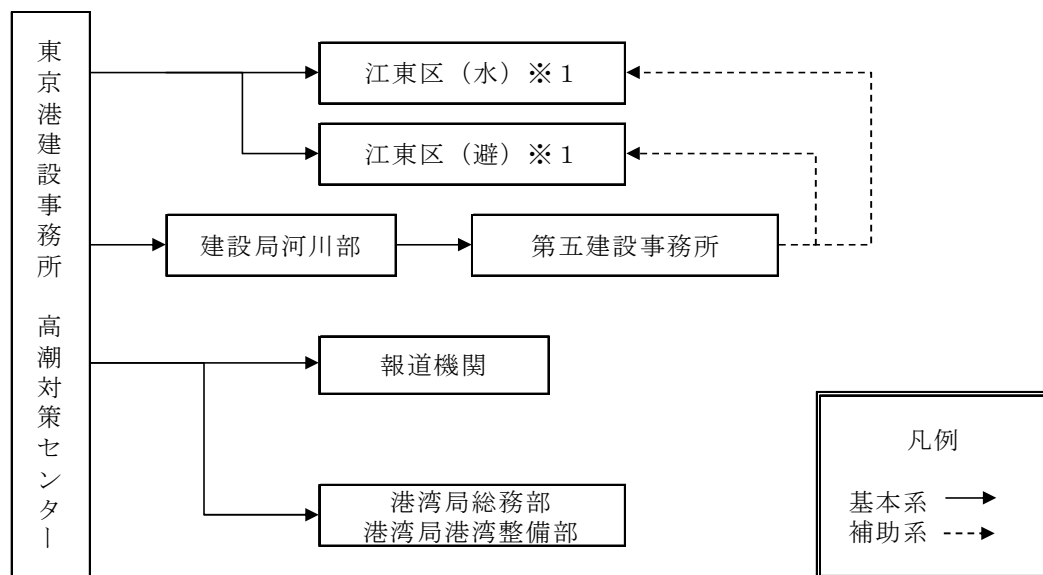
種 類	発表基準
東京湾沿岸 (東京都区間) 氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき

(3) 水位周知海岸発表基準水位（東京都管理海岸）※本区に該当する区間のみ抜粋

区間名	受報者	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
A. P. +4. 2m 区間	江東区	辰巳水門	A. P. +4. 2m	荒川
				東京港海岸

東京湾沿岸（東京都区間）（A. P. +4. 2m）高潮氾濫発生情報伝達系統図

※本区に該当する系統図のみ抜粋



※1 水…水防担当部署
避…避難勧告等発令担当部署

4. 洪水予報

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報は、次のとおりである。

(水防法第10条第2項、13条、気象業務法第14条の2第2、3項)

(1) 種類と発表基準

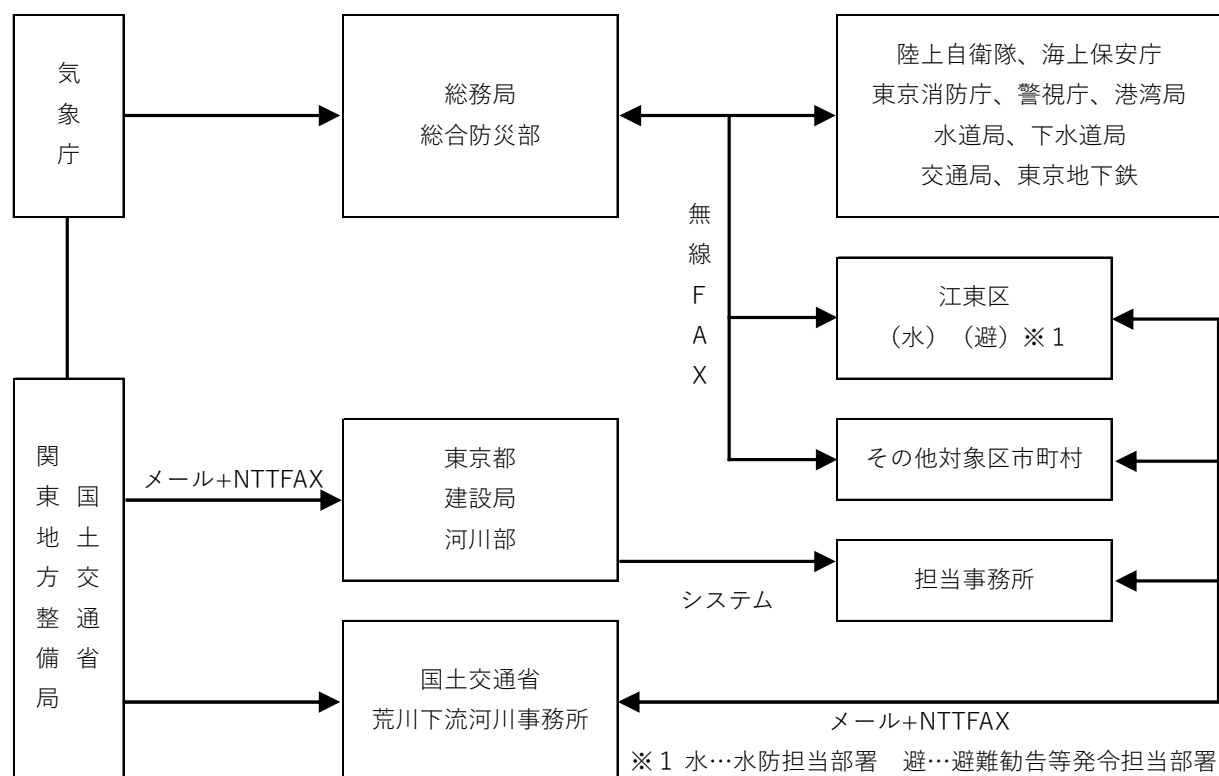
種 類	予報地点	発表基準
荒川氾濫 注意情報	熊谷、治水橋、 岩淵水門(上)	予報地点のいずれか1地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
荒川氾濫 警戒情報	注意情報の予報 地点に同じ	予報地点のいずれか1地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
荒川氾濫 危険情報	注意情報の予報 地点に同じ	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき、または予報地点のいずれか1地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき速やかに発表する。
荒川氾濫 発生情報	洪水予報 区域内	洪水予報区域内で氾濫が発生した後速やかに発表し、洪水予報区域においては氾濫水の予報を発表する。

区に関する予報

A. P. = (東京湾中等潮位(T.P.) - 1.1344m)

種類	河川及び 対象区域	基準水位観測所						
		所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	零点高
荒川 洪水 予報	荒川(旧川を除く) 左岸 埼玉県深谷 市荒川字下 川原 5 番の 2 地先	熊谷	3.0m	3.5m	5.0m	5.5m	7.5m	A. P. +26.457m
	右岸 埼玉県大里 郡寄居町大 字赤浜字後 古沢 218 番 の 18 地先	治水橋	7.0m	7.5m	12.2m	12.7m	14.6m	A. P. -0.229m
	から海まで	岩淵 水門 (上)	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m	8.57m	A. P. +0.000m

(2) 荒川洪水予報伝達系統図



凡例

→ 基本系（情報伝達の第1系統）

関係機関			東京都防災行政無線		NTT 回線		
			TEL	FAX	TEL	FAX	
関東地方整備局			6391・6392	2939	048-600-1419	048-600-1420	
	建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535	
		第五建設事務所	75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582	
		江東治水事務所	77111	77101	03-3692-4865	03-3692-9955	
		(水門管理センター)	72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491	
		荒川下流河川事務所	733-591～4	733-562	03-3903 -6821～3	03-3902-6676	
気象庁			79671, 79679	79670	03-6758-3900	03-3434-9103	
	総務局総合防災部		昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
			夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
		港湾局		70581・70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
		下水道局		70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
		江東区 (防災計画課)	昼	73711	73701	03-3647-9584	03-3647-8440
			夜間・休日	－	－	03-3647-9105	03-3647-9105
		江東区(河川公園課)		－	－	03-3647-2538	03-3647-9216
		陸上自衛隊		昼 76613 夜 76614	76601	03-3933-1161 内昼 2128 夜 2708	03-3393-8220
		海上自衛隊		86481	86480	0468-22-3500	0468-23-1009

5. 予報等の切替え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報が行われたときに切替えられ、解除するときまで継続される。

6. 雨量の観測

区内における雨量観測所は、下記のとおりである。

観測所名	現 在 地	管 理 者
江東区役所	江東区東陽 4-11-28（庁舎内）	江東区土木部
平久水門	江東区木場 1-1（平久水門内）	〃
総合区民センター	江東区大島 4-5-1（総合区民センター内）	〃
水辺と緑の事務所	江東区潮見 1-2-1（水辺と緑の事務所内）	〃
江 東	江東区猿江 1-5-18（扇橋閘門内）	東京都建設局
清 澄	江東区清澄 1-2-37（水門管理センター内）	〃
辰 巳	江東区辰巳 1-1-44（辰巳水門内）	〃
小名木川	江東区大島 8-33-26（小名木川出張所内）	荒川下流 河川事務所

7. 主な気象情報の入手先

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高・については、以下のウェブサイト
PC やスマートフォンなどから確認することができる。

○気象情報（気象庁）



○川の防災情報（国土交通省）



○水防災総合情報システム（東京都）



○避難情報（江東区）



○高潮防災総合情報システム（東京都）



V 水防警報

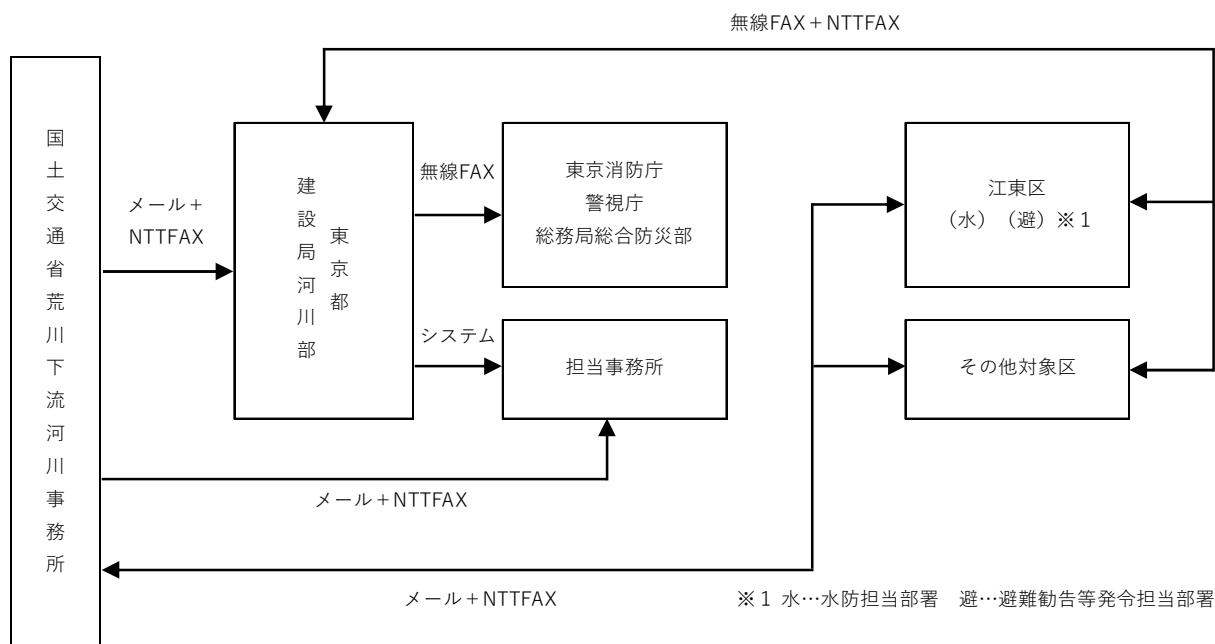
水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が、指定の河川が所定の水位に達した際に、水防管理者（区長）へ情報を提供するものである（水防法第16条）。

1. 国土交通大臣が行う河川 基準水位

河川名	水防警報区	基準水位観測所							
		名称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高 (A. P.)	担当工事 事務所
荒川	左岸 埼玉県上尾市大字平方字 横町433番の5から 埼玉県戸田市早瀬1丁目 4335番地先まで	治水橋	7.0m	7.5m	12.8m	13.3m	14.6m	-0.229m	荒川 上流
	右岸 埼玉県川越市大字中老袋 字田島301番地の1から東 京都板橋区三園2丁目80 番1地先まで								
	左岸 埼玉県戸田市早瀬1丁目 4329番地先から海まで	岩淵 水門 (上)	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m	8.57m	0.00m	荒川 下流
	右岸 板橋区三園2丁目80番5地 先から海まで								
	左岸 埼玉県戸田市早瀬1丁目 4329番地先から海まで	南砂町 ※	2.0m	3.0m	-		5.10m (計画高 潮位)		
	右岸 板橋区三園2丁目80番5地 先から海まで								
隅田川	左岸 荒川分派点から北区志茂 4丁目地先まで	-	-	-	-	-	-	-	
	右岸 荒川分派点から北区志茂 4丁目地先まで								

※気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域で高潮警報が発表されているとき（なお、江戸川区は荒川下流沿川地域ではない旧江戸川の中州である妙見島があるため潮位がAP+4.2m以上を予報した場合に高潮警報となる。）

2. 水防警報伝達系統図



凡例

→ 基本系（情報伝達の第1系統）

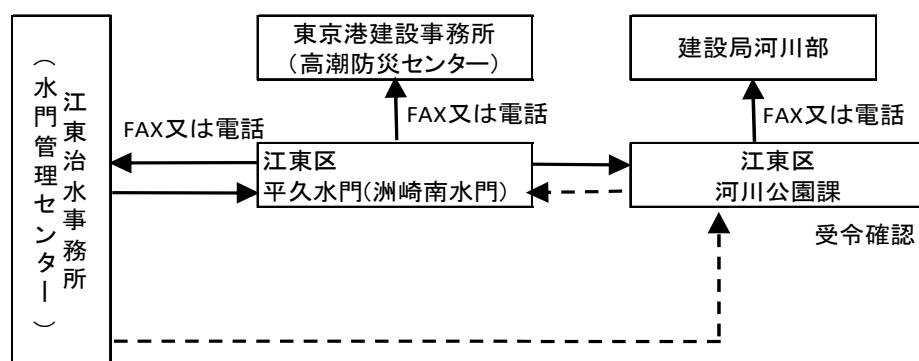
3. 水門閉鎖基準

警戒態勢時（高潮時）の操作基準は次のとおり行う。

水門名	操作基準	担当・区所
平久水門	A. P. +1.85mに達し、更に上昇するおそれがあるとき	江東区
洲崎南水門	同 上	江東区

※地震の震度 5 弱以上と津波警報の時は閉鎖する。

水門閉鎖系統図



凡例

- 基本系（情報伝達の第1系統）
- - - 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

4. 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認められるとき。
準 備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	次のいずれかに該当するとき。 1. 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門(上) 水位観測所における水位が、氾濫注意水位 (A. P. +4.10m) を越えるおそれがあるとき。 2. 気象庁から東京東部地域*において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位 (A. P. +3.00m) を超えるおそれがあるとき。
指 示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他海象状況、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	潮位、波浪、雨量・水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

*気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域で高潮警報が発表されているとき（江戸川区の高潮警報は用いない）

Ⅵ. 水防報告

区は、都からの要請により「水防巡視点検表 P（資-113）」、「水防活動報告書 P（資-114）」、「水防活動実施報告書 P（資-115）」を作成し、第五建設事務所に提出する。

また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、区は、被害後すみやかに「被害報告表 P（資-116）」を作成し、第五建設事務所及び河川部防災課に FAX で報告する。

Ⅶ. 水防倉庫貯蔵器材調書及びその他調書

1. 資材輸送車両

	契約者氏名	住 所	電話番号
1	山 敏自動車株式会社	南 砂 1-4-21	(3644) 7111
2	鈴木自動車運送株式会社	東 陽 5-12-9	(3644) 3372
3	中村運輸株式会社	南 砂 1-17-3	(3644) 0288
4	新大橋運輸株式会社	辰 巳 3-14-21	(3522) 0611

2. 江東区水防倉庫備蓄資器材一覧表

令和7年6月1日現在

倉庫名	所在地	土 の う 類	土 の う 留 杭	軽 量 鋼 板	籠	木 材	シ ロ ト	鉄 線	杭	縄	シ ヨ ベ ル	ツ ル ハ シ 類	掛 矢 類	鋸	鉋 ・ 鎌 ・ 斧	カ ベ ツ ン タ チ ノ コ	も つ こ	一 輪 車	建 設 年 度	面 積
		(袋)	(本)	(枚)	(本)	(m ³)	(m ²)	(kg)	(本)	(m)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)		(m ²)
清 澄	清澄3-2-1																		昭59	20.0
																				共用
東 陽 第 一	東陽1-39-3	4,400	350		28	1.5	325		79	6,100	116	4	6	13	5			9	昭43	112.5
																				専用
新 六 の 橋	亀戸9-1	13,000	100		1	3.5	136	75	142	650	28	30	11	1	4	2		2	平10	50.7
																				専用
平 野	平野4-3-11	5,600	50			0.5	194	25			28		1	1					平 4	20.2
																				共用
亀 戸	亀戸2-1-21	7,200	513	121	10	6.2	1,892	100	124	4,200	279	23	23	2		9		13	平11	88.1
																				専用
潮 見	潮見1-2-1	5,200				0.4	14,386	50		350	78	17	2	2		2		3	平 6	33.3
																				専用
進 開 橋	大島4-1	12,140	130	4	23	0.1	1,963	178		850	132	48	30	10	14	16			平17	30.3
																				専用
計	7箇所	47,540	1,143	125	62	12	18,896	428	345	12,150	661	122	73	29	23	29	0	27		

※各水防倉庫の鍵は土木部河川公園課が保管するほか、水辺と緑の事務所及び消防署が一部を保管する。

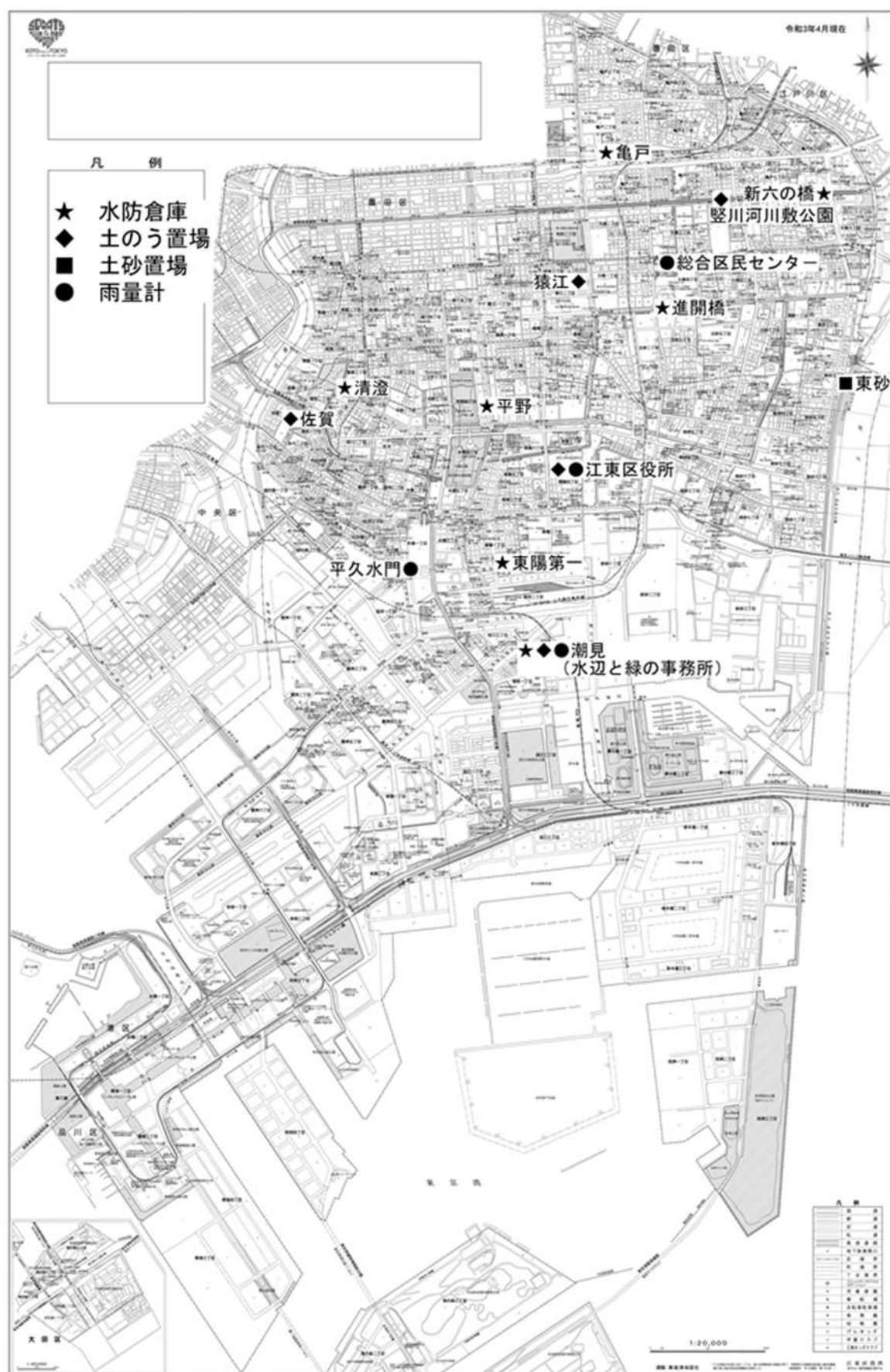
※清澄水防倉庫は第五建設事務所の水防倉庫と場所を共有し、第五建設事務所が備蓄している水防資材を江東区と供用している。

3. 水防用土砂等

水 防 用 土 砂 置 場			
施設名	所在地	土量 (m ³)	摘要
東 砂	江東区東砂 3-28-13 荒川砂町庭球場管理棟南	30	—
計		30	—

水 防 用 土 の う 置 場			
施設名	所在地	備蓄数量 (袋)	摘要
江東区役所	江東区東陽 4-11-28 (区役所北側駐車場奥)	1,270	
猿 江	江東区住吉 2-29～猿江 2-15 (住吉ポンプ所前)	4,080	
佐 賀	江東区佐賀 1-15 (佐賀公園入口)	200	
江 東 新 橋	江東区亀戸 8-28 (江東新橋下) *江東新橋工事のため 堅川河川敷公園江東区亀戸 6-1 に仮置き	2,000	
潮 見	江東区潮見 1-2 (水辺と緑の事務所 隣)	2,900	
計		10,210	

4. 区内水防倉庫等施設配置図



※倉庫・置き場詳細図

清澄（清澄 3-2-1）



亀戸（亀戸 2-1-21）



東陽第一（東陽 1-39-3）



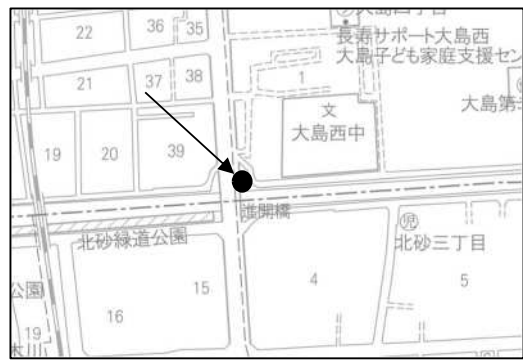
潮見（潮見 1-2-1）



新六の橋（亀戸 9-1）



進開橋（大島 4-1）



平野（平野 4-3-11）



東砂土砂置き場（東砂 3-28-13）



佐賀（佐賀 1-15）



江東区役所（東陽 4-11-28）



竪川河川敷公園（亀戸 6-1）



※昭和橋から進入する

猿江（猿江 2-29～2-15）



5. 移動排水ポンプ（令和7年6月1日現在）

庁 名	救急用移動排水ポンプ (台)
江 東 区 役 所	11
計	11 台

6. 仮排水機所及びポンプ所

番号	排水所名	所在地	ポンプ (台)	摘要
1	東陽一丁目付近 仮排水機所	東陽 1-21 番地先	3	
2	猿江仮排水機所	住吉 2-28 番地先	3	
3	永代仮排水機所	永代 1-15 番地先	2	
4	住吉ポンプ所	住吉 2-28 番地先	2	
計	4 ヶ所		10 台	

7. 水門等所在地

水門、閘門、樋門、サイフォン調書

番号	施設名	河川名	所在地	管理者	操作担当者	電話
1	平久水門	平久川	江東区木場 1-1	区長	施設保全課	(3645)8200
2	洲崎南水門	大横川南支川	江東区木場 6-15	〃	〃	(3645)4437 ※開門時以外は平久水門に電話
3	横十間川水門	横十間川	江東区北砂 1-2	〃	〃	(3642)5027
4	中の堀川樋門	大島川西支川	江東区佐賀 2-12	〃	〃	〃
5	尾高樋門	仙台堀川	江東区南砂 1-1	〃	〃	〃
6	桜井樋門	仙台堀川	江東区北砂 6-19	〃	〃	〃
7	仙台堀川 サイフォン	仙台堀川	江東区千石 1-1	〃	〃	〃
8	大島川水門	大横川	江東区永代 1-7-15	都知事	江東治水事務所 (水門管理センター)	(5620)2490
9	新小名木川 水門	小名木川	江東区常盤 1-19-1	〃	〃	〃
10	竪川水門	竪川	墨田区千歳 1-3-11	〃	〃	〃
11	源森川水門	北十間川	墨田区吾妻橋 1-24-5	〃	〃	〃
12	清澄排水機場	仙台堀川	江東区清澄 1-2-37	〃	〃	〃
13	木下川 排水機場	旧中川	江戸川区平井 7-34-25	〃	〃	(3612)5321 (3619)7156
14	小名木川 排水機場	旧中川	江東区東砂 2-17-1	〃	〃	(5620)2490
15	扇橋閘門	小名木川	江東区猿江 1-5-18	〃	〃	(3631)1373
16	北十間川樋門	北十間川	墨田区吾妻橋 3-4-7	〃	〃	(5620)2490
17	新砂水門	砂町運河	江東区新砂 3-8	〃	東京港建設事務所 高潮対策センター	(3521)2791
18	あけぼの水門	あけぼの運河	江東区辰巳 2-8-1	〃	〃	〃
19	辰巳水門 辰巳排水機場	辰巳運河	江東区辰巳 1-1-44	〃	〃	〃
20	東雲水門	東雲運河	江東区豊洲 5-6-5	〃	〃	〃
21	豊洲水門	豊洲運河	江東区越中島 3-1-1	〃	〃	〃
22	隅田水門	荒川 (旧綾瀬川)	墨田区墨田 5-23	大臣	荒川下流河川 事務所	(3681)6131
23	荒川ロック ゲート	荒川	江戸川区小松川 1-1	〃	〃	〃

令和3年4月現在

凡 例

仙台堀川
荒川
小名木川
排水機場

新砂水門
あけぼの水門
辰巳水門
辰巳排水機場
東雲水門
豊洲水門
大島川水門
清澄排水機場
中の堀川樋門
新小名木川水門
扇橋閘門
横十間川水門
尾高樋門
仙台堀川サイフォン

大田区
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
徳島県
香川県
高松市
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
大分県
熊本県
鹿儿岛県
沖縄県

1:20,000

Ⅷ 水防工法および重要水防箇所

1. 水防工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し実施すること。
P（資料－125～133 参照）

2. 重要水防箇所

国・都管理河川における、江東区内の重要水防箇所は以下のとおりである。

（国交省管理河川・江東区内のみ抜粋）

河川名	種別	重要度	地先名	km 杭位置	延長	所管	想定水防工法
荒川 右岸	旧川跡	要注意	東砂2丁目 新砂3丁目	2.25k +190m 0.50k +0m	1937m	小名木川 出張所	釜段工
荒川 右岸	堤体 漏水	B	東砂6丁目	0.75k -77m 0.50k +40m	131m	小名木川 出張所	表シート張り工 月の輪工 土嚢羽口工

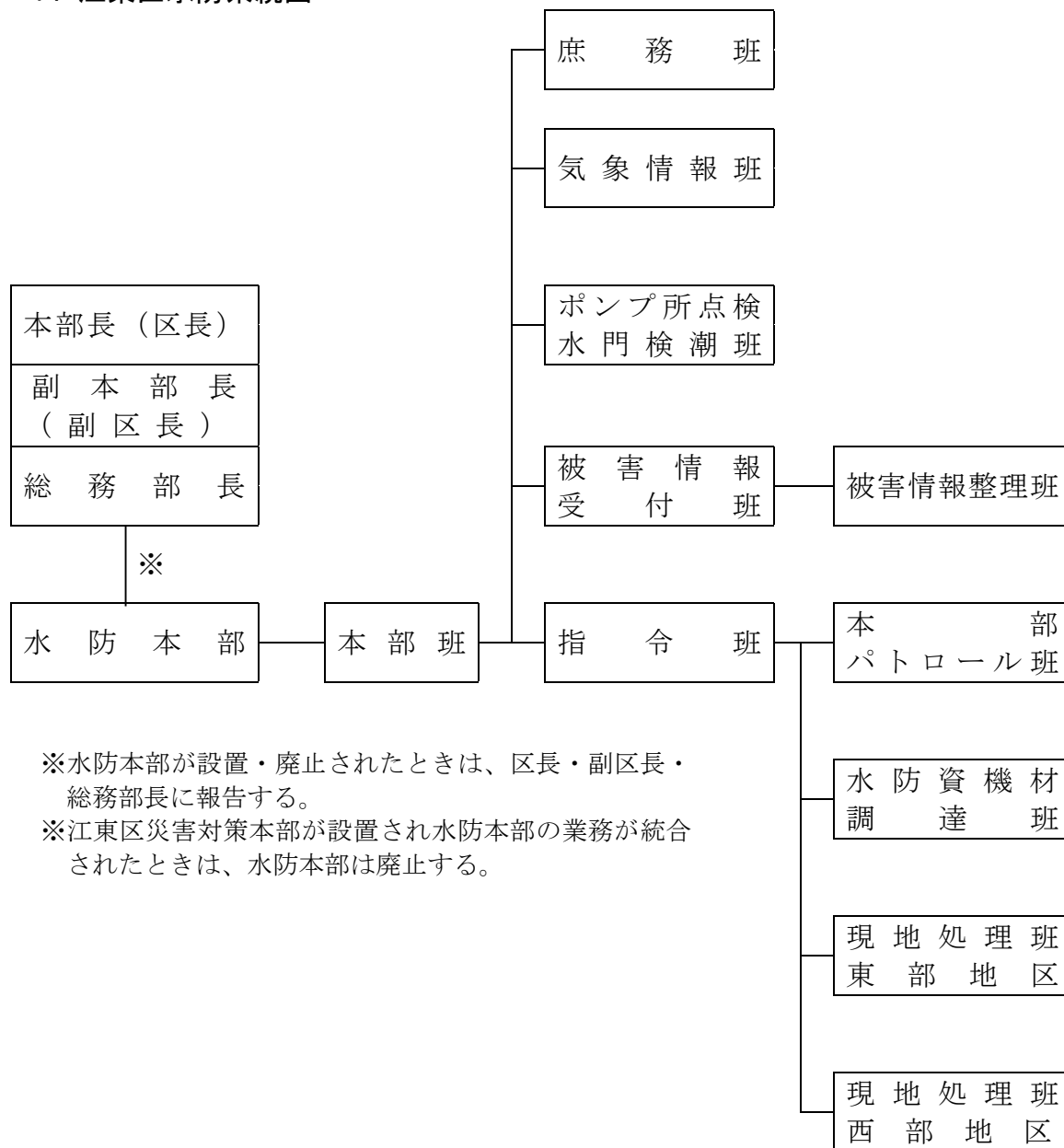
（東京都管理河川・江東区内のみ抜粋）

河川名	左右岸	種別	地先名	延長	所管	想定水防工法
隅田川	左	陸閘	越中島二丁目（東京海洋大学内）	10m	五建	—
北十間川	左	工事中	亀戸八丁目（小原橋）	20m	五建	—
横十間川	左	工事中	北砂一丁目～南砂一丁目（岩井橋）	10m	五建	—
横十間川	右	工事中	扇橋三丁目（岩井橋）	10m	五建	—

荒川の重要水防箇所の詳細図や、その他の場所については、資料-P120～123 参照。

Ⅸ 水防業務分担表

1. 江東区水防系統図

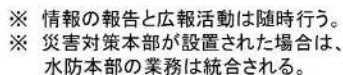


2. 江東区土木部水防分担表（令和7年4月1日現在）

水 防 本 部	土木部長	計 7 名
	土木技術担当部長	
	管理課長	
	道路課長	
	河川公園課長	
	施設保全課長	
	地域交通課長	
本 部 班	河川公園課	計 10 名
庶 務 班	管理課	計 9 名
気 象 情 報 班	河川公園課	計 10 名
ポンプ所点検 水門検潮班	照明・設備係、照明車両 1 台	計 6 名
被害情報受付班	地域交通課	計 9 名
被害情報整理班	管理課	計 12 名
指 令 班	道路課	計 12 名
本部パトロール班	道路課、道路占用車両 1 台	計 12 名
水防資機材調達班	施設保全課、監察車両 1 台	計 9 名
現 地 処 理 班 東 部 地 区	水辺と緑の事務所	計 15 名
現 地 処 理 班 西 部 地 区	道路保全係	計 12 名
総 計		123 名

- ・必要に応じて、施設保全課各班から人員を召集し、「河川・設備パトロール班」を構成する。

(表-1)



4. 江東区深川消防団分担表（令和7年4月1日現在）

本部又は分団名	地 域	現団員数	摘 要
本 部	江東区深川全地域	本部員 36 名	団 長 1 名
			副団長 5 名
			分団長 3 名
			団 員 27 名
第1分団	住吉、毛利、猿江	16 名	分団長 1 名 他
第2分団	千田、海辺、石島、扇橋、千石	25 名	分団長 1 名 他
第3分団	常盤、高橋、新大橋、森下	24 名	分団長 1 名 他
第4分団	白河、三好、平野、清澄	26 名	分団長 1 名 他
第5分団	門前仲町1、永代、福住 佐賀、深川1	16 名	分団長 1 名 他
第6分団	富岡、牡丹、古石場、冬木、 門前仲町2、越中島、深川2	27 名	分団長 1 名 他
第7分団	木場	17 名	分団長 1 名 他
第8分団	東陽	23 名	分団長 1 名 他
第9分団	枝川、塩浜、潮見	21 名	分団長 1 名 他
第10分団	東雲、豊洲、有明、辰巳、 青海、海の森、中央防波堤外 側埋立地その2	26 名	分団長 1 名 他
計		257 名	

5. 江東区城東消防団分担表（令和7年4月1日現在）

本部又は分団名	地 域	現団員数	摘 要
本部	江東区城東全地域	本部員 32名	団 長 1名
			副団長 5名
			分団長 2名
			他 24名
第1分団	亀戸2. 3. 4. 5. 8	24名	分団長 1名 他
第2分団	亀戸1. 6. 7. 9	28名	分団長 1名 他
第3分団	大島1. 2. 3. 4	29名	分団長 1名 他
第4分団	大島5. 6. 7. 8. 9	24名	分団長 1名 他
第5分団	北砂1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	28名	分団長 1名 他
第6分団	東砂1. 2. 3. 4. 5	26名	分団長 1名 他
第7分団	南砂1. 2. 3. 4. 5、 新砂1. 2、 新木場1. 2. 3. 4 若洲1. 2. 3、 夢の島1. 2. 3	28名	分団長 1名 他
第8分団	南砂6. 7、東砂6. 7. 8、 新砂3	29名	分団長 1名 他
計		248名	